平成28年労第363号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫(以下「被災者」という。)は、平成〇年〇月〇日、A所在のB 会社(以下「会社」という。)に雇用され、事務職として就労していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、会社のトイレで倒れているところを発見され、 C病院に救急搬送されたが、同病院にて死亡が確認された。死体検案書によると、 死亡したとき:「平成〇年〇月〇日午前〇時頃」、直接死因:「急性膵臓壊死」、 解剖主要所見:「死因と成り得る損傷(一)、中毒の所見(一)、病変として、 膵臓の略全域が壊死」、死因の種類「病死及び自然死」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に 遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上 の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の急性膵臓壊死の発症及び死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審查資料

(略)

- 第6 事実の認定及び判断
 - 1 当審査会の事実の認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1) 警察署長提出の平成〇年〇月〇日付け(解剖医の)意見書及び死体検案書によれば、被災者は平成〇年〇月〇日に「急性膵臓壊死」(以下「本件疾病」という。)を発症して死亡したと認められ、当審査会としても、これを妥当なものと判断する。
- (2) 再審査請求代理人(以下「請求代理人」という。)は、被災者が過労によって本件疾病を発症した旨主張するが、本件疾病は、現在の医学的知見により一般的に業務との相当因果関係が認められている労働基準法施行規則第35条に基づく別表第1の2第1号から第10号までのいずれにも列挙されていない疾病であることから、同第11号「その他業務に起因することが明らかな疾病」に該当するか否かを判断することとなる。そして、業務に起因することが明らかな疾病に該当すると認められるためには、業務と疾病との間の相当因果関係があることを立証される必要がある。
- (3) そこで、業務と本件疾病との間の相当因果関係を検討すると、D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、本件疾病の原因となる急性膵炎の原因の多くは、飲酒や胆石であり、過重労働及びストレスが単独で本件疾病を発症したという明らかな報告もないと述べているところ、当審査会としても、同意見は妥当であると判断する。

もっとも、被災者が本件疾病に至った機序として、以前から慢性膵炎にり患し、当該慢性膵炎がストレスにより悪化して本件疾病に至ったという可能性も完全に否定はできないものであるが、同医師は、同年〇月〇日付け鑑定書において、被災者の各種検査結果等から、被災者が慢性膵炎にり患していたとは認

- められない旨述べていることからみて、その可能性は否定されるものである。 したがって、被災者は、本件疾病発症前6か月間のいずれの月においても100時間を超える時間外労働に従事しているものの、当審査会としては、業務と本件疾病との間に相当因果関係は認められないものと判断する。
- (4) なお、請求代理人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断 を左右するに足るものは見いだせなかった。
- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。